○根室市資源回収団体奨励金交付要綱

平成９年４月１日訓令第６号

改正

平成14年３月１日訓令第３号

平成19年３月29日訓令第25号

平成20年11月７日訓令第49号

平成22年３月31日訓令第24号

根室市資源回収団体奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、資源回収団体に対し資源回収奨励金の交付について必要な事項を定め、もってごみの減量化を図るとともに、資源の保護・再生利用の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　資源とは、紙類・金属類・びん類等、有価物として再利用ができるものをいう。

(２)　資源回収とは、町内会等がまとまって資源を回収する行為をいう。

(３)　資源回収団体とは、根室市が作成する町内会名簿に登載されている町内会をいう。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（奨励金の交付）

第３条　市長は、資源回収を行い、かつ、回収した当該資源を回収業者に売却した（無償で譲渡した場合を含む。以下同じ）資源回収団体に対し、その実績に応じて予算の範囲内で資源回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

２　子供会・婦人部・老人クラブ等町内会組織中の一事業部で資源回収を実施した町内会にあっては、当該事業部に奨励金を交付することができる。

３　町内会組織の高齢化等により、単位町内会等が単独で資源回収する事が難しいため、委託事業者等により資源回収を実施した団体等にあっても、奨励金を交付することができる。ただし、この場合の奨励金は、第３条第１項で交付する奨励金の１／２とする。

（交付対象）

第４条　奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、資源回収事業実施（登録変更）届出書（様式第１号）により、あらかじめ市に登録をしなければならない。

（登録団体の要件）

第５条　登録団体は、資源回収団体が、計画的に年２回以上資源回収を実施する団体とする。

（対象資源）

第６条　奨励金を交付する対象資源は、毎年１月から同年12月までの間に回収業者に売却した資源とする。

（算出基準）

第７条　奨励金は回収の回数実績割及び回収数量割の合計額とし、その算出基準は別表１のとおりとする。

２　資源回収団体が回収した資源の量は、次に掲げる資源の区分により算出する。

(１)　重量により取り引きされている資源は、回収業者が当該資源を買い取る際に発行する取引伝票による重量

(２)　重量以外計量単位により取り引きされている資源は、回収業者が当該資源を買い取る際に発行する取引伝票に記載されている計量単位を別表２に定める基準によって重量に換算した数値

（交付申請）

第８条　奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、市長が別に定める期日までに奨励金交付申請書（様式第２号）及び実績報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定等）

第９条　市長は前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めた時は第７条に規定する基準により交付すべき奨励金の額を確定し、奨励金交付決定書（様式第４号）により、当該資源回収団体に通知するものとする。

別表１

|  |
| --- |
| 資源回収団体奨励金交付算出基準 |
| 支給区分 | 級 | 算出基準 | 支給額 |
| 第３条第１項 | 第３条第３項 |
| 回数実績割 | Ａ | 年間実施回数　10回以上 | 10,000円 | 5,000円 |
| Ｂ | 〃　　　　８回～９回 | 8,000円 | 4,000円 |
| Ｃ | 〃　　　　６回～７回 | 6,000円 | 3,000円 |
| Ｄ | 〃　　　　４回～５回 | 4,000円 | 2,000円 |
| Ｅ | 〃　　　　２回～３回 | 2,000円 | 1,000円 |
| 回収実績割 | 紙類 | １㎏当り | ２円 | １円 |
| びん類 | 〃 | ２円 | １円 |
| 金属類 | 〃 | ２円 | １円 |
| 紙パック | 〃 | ２円 | １円 |

＜備　考＞

１　年間実施回数とは、資源回収団体がその回収した資源を回収団体に売却した回数をいう。

２　回収数量割とは、当該資源回収団体が第６条に規定する資源を回収業者に売却した量をいう。

別表２

びん類の重量換算表

|  |  |
| --- | --- |
| 資源の種類 | 換算基準 |
| 1.8リットルびん | １本につき | 1.0㎏ |
| ビールびん | 〃 | 0.6㎏ |
| 清涼飲料水のびん | 〃 | 0.5㎏ |
| その他のびん | 〃 | 0.4㎏ |